

○助成金支払事務に関する要領に係るQ & A

(問1) 請求書等の様式は、様式例に示された様式を必ず使用しなければならないか。

(答) 連合会を經由して請求されるものについては、お示した様式で請求すること。
連合会を經由していないものについては、お示した様式例を参考としつつ、
適宜作成して差し支えない。
(助成金の請求書と本体である措置費等の請求書を分けて作成することも可)

(問2) 本体経費である補助金を概算で支払う場合、年度末に当該補助金の精算を行い減額となったため連動して助成金の額も減額となる場合についての取扱如何。

(答) 本体経費である補助金を精算した際に減額となったことにより助成金支払額も減額となる場合は、助成金額も当該補助金額の返還の際に併せて返還する取り扱いとされたい。

(問3) 障害者自立支援給付費支払等システムにおいては、事業者より10月に助成金の申請がなされ、事業者がサービス提供月(10月)の翌月(11月)に本体報酬の請求のみを行い、さらに翌月(12月)において10月サービス提供分に係る助成金のみの請求を行い、連合会から10月サービス提供分に係る助成金を支払うことは可能か。

(答) 障害者自立支援給付支払等システムにおいては、本体報酬とセットで請求・支払事務が行われるため、このような請求・支払はできない。
このため、都道府県においては、期限までに事業所異動情報を連合会へ送付することが必要である。

※ なお、次のようなケースは結果としてあり得る。

- 事業者が10月サービス提供分に係る本体報酬の請求を11月に行わず、10月サービス提供分及び11月サービス提供分に係る本体報酬及び助成金の請求をまとめて12月に行った場合
→1月に10月及び11月サービス提供分に係る本体報酬と助成金の支払が行われる。
- 事業者が10月サービス提供分に係る本体報酬のみを11月に請求した後、12月において10月サービス提供分に係る本体報酬の請求を取下げるとともに、10月及び11月サービス提供分に係る本体報酬と助成金の請求(10月分は再請求)がなされた場合
→1月に10月及び11月サービス提供分に係る本体報酬と助成金の支払が行われる。(10月サービス提供分の本体報酬については、11月に請求した額との差額)

(問4) 福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金の場合、基準該当事業所における他県利用者分の報酬に係る助成金の請求はどのようなルートで請求・支払を行うのか。

(答)

基準該当事業所における処遇改善助成金についても、申請は、事業所が所在する都道府県へ行き、請求・支払も当該都道府県あて行うことが原則であるが、複数県にまがって事業所の認定を受けている事業所においては、申請は事業所所在都道府県あて一括して行うが、請求は、認定を受けている市町村が所在する都道府県へ各々請求し、当該都道府県毎に各々支払うこととする。

なお、当該取扱いは、联合会より助成金を支払う場合のみではなく、本体報酬を联合会へ委託していない場合も同様とする。

※このような基準該当事業者の数はかなり少ないと考えられるが、「介護職員処遇改善交付金」の取扱いと異なることもあり、申請を受けた都道府県より該当事業所に対し請求ルート等について説明願いたい。

